

奈良県サクラ見守り隊 ボランティア隊員登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県内で被害が拡大している特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除に従事する奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員（以下、「隊員」という。）の登録及び活動等について、必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 隊員として登録する者は、次の要件を満たすこと。

- (1) 特定外来生物の防除に意欲のある小学1年生以上の者
- (2) 第5条に定める活動報告書の作成及び提出ができる者

(登録)

第3条 隊員として登録しようとする者は、奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）を奈良県 環境森林部 景観・自然環境課（以下、「景観・自然環境課」という。）に募集期間内に提出する。

2 景観・自然環境課は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、提出された登録申込書の記載事項が前条の登録要件を満たしていることを確認し、隊員として登録し、申込者に対し、奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員登録証（第2号様式）を交付する。

(登録事項)

第4条 隊員は、前条の登録事項に変更があったときは奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員登録事項変更届出書（第3号様式）により景観・自然環境課に届け出ること。

2 登録の解除を希望するときは、奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員登録解除申出書（第4号様式）に前条第2項奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員登録証を添えて申し出ること。

(活動内容)

第5条 クビアカツヤカミキリの被害木又はクビアカツヤカミキリ成虫を確認した場合、次により景観・自然環境課に報告をすること。

- (1) 被害木を確認した場合、写真を撮影の上、奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員活動報告書（第5号様式）により報告をする。
- (2) 景観・自然環境課が別に示す施設内におけるクビアカツヤカミキリ被害木について、幼虫の掘り取りや薬剤注入等の防除を行う。
- (2) 成虫を確認した場合、写真を撮影の上、可能な範囲で防除にあたり、防除後、第5号様式により報告をする。

2 前項の活動は公有地において実施すること。また、立ち入りや活動に許可が必要な施設においては、隊員が自ら、施設管理者から事前に許可を得た上で活動すること。

3 中学生未満の隊員の活動には、保護者の監督のもと実施すること。

4 活動期間は景観・自然環境課長が別に定める。

(講習会の実施)

第6条 景観・自然環境課は隊員の活動支援のため、活動期間開始日に講習会を開催することとし、隊員に講習会への参加を呼びかける。なお、講習会に参加できない隊員に対しては、活動の際の注意事項を郵送するので、隊員はこれを熟読すること。

(報酬及び費用負担)

第7条 隊員は、無報酬で第5条及び第6条に掲げる活動等を行うこと。また、第5条及び第6条に掲げる活動等に係る交通費その他費用は自己負担すること。

(保険等)

第8条 隊員の活動支援等のため、景観・自然環境課は保険に加入する。

2 第5条の活動にあたり発生した事故等について、景観・自然環境課は、一切責任を負わない。

(個人情報)

第9条 景観・自然環境課は、隊員の登録に際して得た個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良県個人情報保護条例（平成12年奈良県条例第32号）に基づき適正に取り扱うものとする。

2 隊員は、第5条、第6条及び第8条の目的を達するため、景観・自然環境課が本業務に係る受託者及び保険会社等に個人情報を提供することに同意すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月23日から施行する。